平成27年3月6日 芝山町告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する木造住宅の安全性に関する意識の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断を行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、芝山町補助金等交付規則(昭和48年芝山町規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 木造住宅 柱、はりその他の主要構造部が木造の在来軸組構法によって建築された一戸建て住宅及び併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が当該併用住宅の延べ面積の2分の1以上のものをいう。)をいう。
 - (2) 耐震診断 「2012改定版 木造住宅の耐震診断と補強方法」(国土交通省住宅局建築指導課監修、一般財団法人日本建築防災協会発行)に基づき耐震診断士が行う一般診断法による一般診断又は精密診断法による精密診断をいう。
 - (3) 耐震診断士 一般社団法人千葉県建築士会又は公益社団法人千葉県建築士事務所協会に所属する会員であって、千葉県が開催する千葉県既存建築物耐震診断・改修講習会(木造)講習修了者名簿に登録されたもの及びこれに相当する者として町長が認めるものをいう。

(補助の対象となる木造住宅)

- 第3条 補助の対象となる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 町内に現に存するものであること。
 - (2) 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
 - (3) 地上階数が2以下であること。

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者は、町の住民基本台帳に記載されている者で、 次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 補助金の対象となる木造住宅に自ら居住し、かつ、所有している者(共有名義である場合には、その代表者に限る。)
 - (2) この要綱の規定により補助金の交付を受けていない者
 - (3) 世帯全員が、次に掲げる町税等の滞納をしていない者 ア 町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税
 - イ 公共下水道使用料、農業集落排水使用料、保育料、介護保険料及び後期高齢者 医療保険料
 - ウ その他芝山町に納付すべき料金等

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、耐震診断に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助の対象となる経費の3分の2以内の額とし、8万円を限度とする。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

- 第7条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、木造住宅の耐震診断を実施する前に、木造住宅耐震診断補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。ただし、添付する書類について、申請者の同意を得て町の保有する公簿等により確認することができる場合は、これを省略することができる。
 - (1) 住民票の写し
 - (2) 木造住宅に係る登記事項証明書又は当該木造住宅の所有者が確認できる書類
 - (3) 木造住宅に係る建築確認通知書の写し又は当該木造住宅の建築年が確認できる書類
 - (4) 木造住宅の耐震診断に要する費用の見積書の写し
 - (5) 町税等の納付状況を確認できる書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 (交付決定)
- 第8条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定したときは、木造住宅耐震診断補助金交付決定・却下通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更申請)

- 第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。) は、耐震診断の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更内容について町長と協 議を行わなければならない。
- 2 前項の規定による協議の結果、変更の申請を行う場合は、木造住宅耐震診断補助金変更 交付申請書(別記第3号様式)に第7条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付し て町長に申請しなければならない。

(変更決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、木造住宅耐震診断補助金変更交付決定通知書(別記第4号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(中止の届出)

第11条 交付決定者は、補助金に係る耐震診断を中止しようとするときは、木造住宅耐震 診断中止届(別記第5号様式)により町長に届け出なければならない。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、実績報告をしようとするときは、補助事業の完了日から起算し、 30日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度の終了の日のいずれか早い日までに 木造住宅耐震診断補助事業実績報告書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添付して町 長に報告しなければならない。

- (1) 耐震診断の結果報告書
- (2) 耐震診断に係る契約書の写し
- (3) 耐震診断に要した経費の領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付確定)

第13条 町長は、前条の規定により報告があったときは、その内容を審査し、交付決定の 内容に適合すると認められるときは、木造住宅耐震診断補助金確定通知書(別記第7号様 式)により当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第14条 補助金の交付の請求をしようとする者は、木造住宅耐震診断補助金交付請求書 (別記第8号様式)を町長に提出しなければならない。 (返還等)

第15条 町長は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の 交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部 若しくは一部を返還させることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、耐震診断の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。